

県営建設工事に係る指名停止等措置基準の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後																																				
<p>県営建設工事に係る指名停止等措置基準</p>	<p>県営建設工事に係る指名停止等措置基準</p>																																				
<p>第1～第6の2 [略]</p>	<p>第1～第6の2 [略]</p>																																				
<p>第7 部局長（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等並びに教育委員会事務局、警察本部、医療局及び企業局の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第11の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第1号）により出納局長に通報するものとする。</p>	<p>第7 部局長（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等並びに<u>議会事務局</u>、教育委員会事務局、警察本部、医療局及び企業局の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第11の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第1号）により出納局長に通報するものとする。</p>																																				
<p>第7 2～第11 [略]</p>	<p>第7 2～第11 [略]</p>																																				
<p>別表第1（第2関係） [略]</p>	<p>別表第1（第2関係） [略]</p>																																				
<p>別表第2（第2関係）</p>	<p>別表第2（第2関係）</p>																																				
<p>贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>	<p>贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措 置 要 件</th> <th style="width: 40%;">適 用 基 準</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～4 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(不正又は不誠実な行為)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が<u>禁錮</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>禁錮</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td>(1) 代表役員等が<u>禁錮</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>禁錮</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td>(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が<u>禁錮</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>禁錮</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されたとき。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8月</u></td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	適 用 基 準	期 間	1～4 [略]			(不正又は不誠実な行為)			5 [略]			6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	4月	(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月	<u>(3) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されたとき。</u>	<u>8月</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措 置 要 件</th> <th style="width: 40%;">適 用 基 準</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～4 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(不正又は不誠実な行為)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td>(1) 代表役員等が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td>(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	適 用 基 準	期 間	1～4 [略]			(不正又は不誠実な行為)			5 [略]			6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	4月	(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月
措 置 要 件	適 用 基 準	期 間																																			
1～4 [略]																																					
(不正又は不誠実な行為)																																					
5 [略]																																					
6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	4月																																			
	(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月																																			
	<u>(3) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されたとき。</u>	<u>8月</u>																																			
措 置 要 件	適 用 基 準	期 間																																			
1～4 [略]																																					
(不正又は不誠実な行為)																																					
5 [略]																																					
6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	4月																																			
	(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月																																			

<p>備考</p> <p>1 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。</p> <p>2 第5号適用基準アの法令とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<a href="#">宅地造成等規制法</a>（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下これらを総称して「建築基準法等」という。）等をいう。</p> <p>別表第3～別表第5 [略]</p>	<p>備考</p> <p>1 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。</p> <p>2 第5号適用基準アの法令とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<a href="#">宅地造成及び特定盛土等規制法</a>（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下これらを総称して「建築基準法等」という。）等をいう。</p> <p>別表第3～別表第5 [略]</p>	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="121 632 270 720">改正理由</td> <td data-bbox="270 632 2867 720"> <p>1 拘禁刑の制定に伴う一部改正</p> <p>2 その他所要の整備</p> </td> </tr> </table>	改正理由	<p>1 拘禁刑の制定に伴う一部改正</p> <p>2 その他所要の整備</p>
改正理由	<p>1 拘禁刑の制定に伴う一部改正</p> <p>2 その他所要の整備</p>	

附 則 ([令和7年3月10日出総第249号](#))

改正後の基準は、[令和7年3月10日](#)から施行する。[ただし、別表第2の表中6の規定については、令和7年6月1日から施行する。](#)